

衛生管理者能力向上教育について

事業主は安全衛生業務担当者(安全管理者、衛生管理者、各種作業主任者等)に対する能力向上を図るための教育・講習等を行い、またはこれを受ける機会を与えるよう努めなければならないとされています(労働安全衛生法第19条の2)。

とくに、衛生管理者については、平成6年2月の労働省労働基準局長からの基発第82号通達で、能力向上教育の具体的実施方法等が示されています。

近年、労働衛生をとりまく状況は、例えば、健康診断実施結果では、いわゆる生活習慣病に関連する健診項目の有所見者率が高いこと、メンタルヘルス不調を訴える労働者の比率が増加していることや原発事故に伴う放射線障害防止対策の必要性など重要な課題が多く生じています。

こうしたことから、本講習は、これらの法令・通達に基づいて労働衛生管理に必要な最新の知識、情報等を盛り込み労働衛生担当者に対する能力向上を図るものです。

講習修了者には通達に基づく衛生管理者能力向上教育の修了証を交付いたします。

詳細は当連合会ホームページの「各種講習の申込・衛生管理者能力向上教育」をご覧ください。

↓

<http://www.tochikiren.or.jp/2302/eiseikanri.htm>